

序 章

都市計画マスタープランの策定にあたって



序章 都市計画マスタープランの策定にあたって

① 都市計画マスタープランとは

- ◇ 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づいた計画で、住民の意見を踏まえながら、長期的な展望に立って辰野町の将来あるべき姿やまちづくりの方針などをわかりやすく示した都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。
- ◇ 本計画は、各種整備の誘導・規制や個別の事業計画づくりのための指針となるものです。

② 策定の目的

- ◇ 辰野町は、昭和42年に辰野町開発促進計画を策定して以来、豊かで暮らしやすい生活環境の実現を目指して、町民の理解と協力を得ながら、まちづくりを計画的に推進してきました。
- ◇ しかし、今日の急速な少子高齢化の進展や高速交通網、高度情報化の進展、住民における価値観の多様化等、辰野町を取り巻く環境が大きく変化してきています。このような背景の中で、平成12年度に第四次辰野町総合計画が策定されました。
- ◇ 都市計画マスタープランは、第四次辰野町総合計画の基本構想を実現させるために、概ね20年後の辰野町の将来像を明らかにして、町民と事業者と行政の協働による「まちと暮らしづくり」を進めていくための方針として定めることを目的とします。

③ 役割

① 実現すべき辰野町の将来像を具体的に示します

- ◇ 辰野町の将来像やまちづくりの方針等を示すことにより、町民と行政が将来像を共有し、同じ目標に向かってまちづくりを進めていきます。

② 個別の都市計画相互の調整を図ります

- ◇ 土地利用、都市施設、都市環境等の個別の都市計画について、相互に整合性のある計画を推進していきます。

③ 個別の都市計画に関し、町民の理解を得る根拠となります

- ◇ まちづくりの方針を示すことにより、町民が都市計画に関する理解を深め、町民の協力参加によるまちづくりを進めていきます。

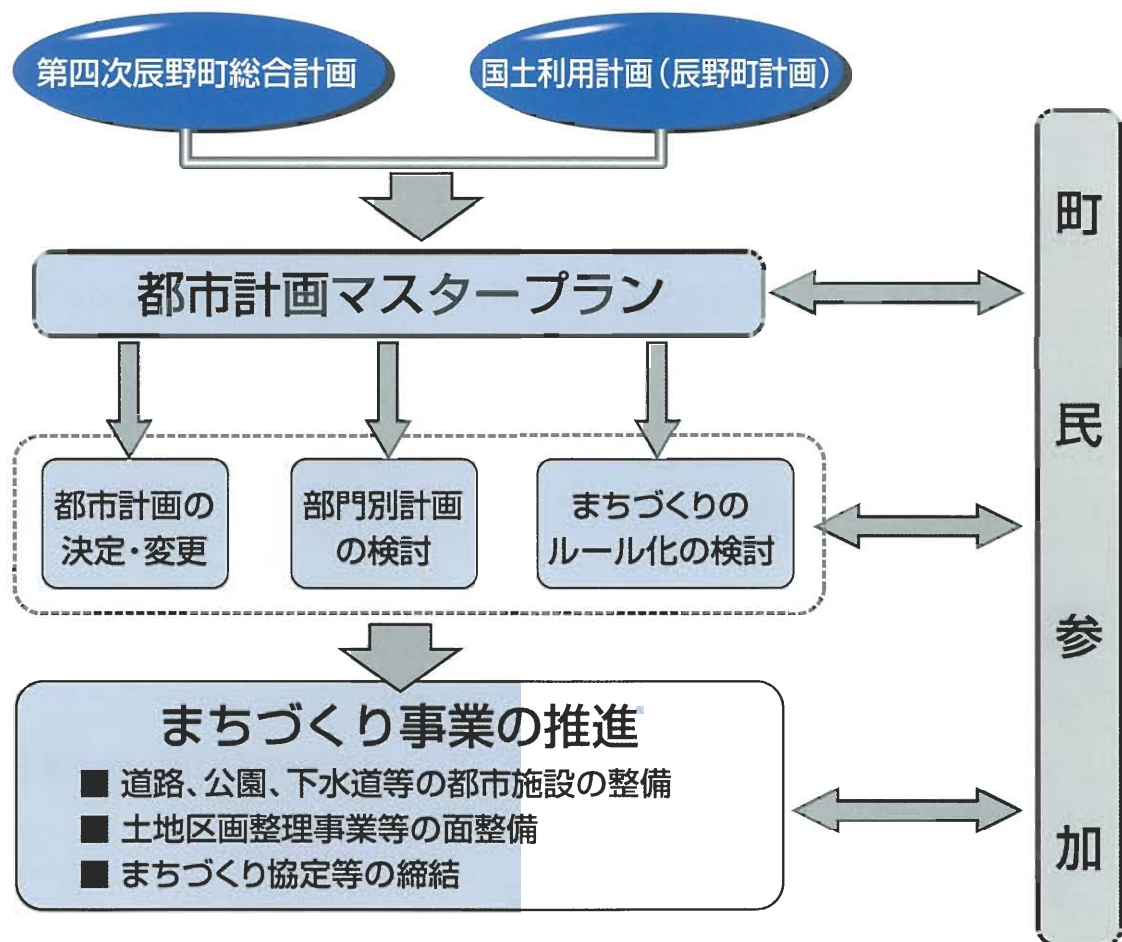
④ 個別の都市計画の決定・変更の根拠とします

- ◇ 用途地域の指定や都市計画道路などの個別の都市計画を決定・変更するための根拠とします。

4 位置づけ

- ◇ 都市計画マスタープランは、上位計画である第四次辰野町総合計画及び国土利用計画(辰野町計画)に即して策定されます。また、今後のまちづくりを進めていくための指針を与えるものとして位置づけます。

■ 都市計画マスタープランの位置づけ



5 目標年次

- ◇ 概ね20年後の長期的展望を見据えた計画とし、目標年次を平成32年(2020年)とします。
- ◇ 上位計画との整合を図る必要があることから、第四次辰野町総合計画の目標年次を中間年次とし、逐次見直しを行っていきます。

計画基準年…平成13年(西暦2001年)
中間年次……平成22年(西暦2010年)
目標年次……平成32年(西暦2020年)

6 構成内容

- ◇ 都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「都市計画マスタープランの実現に向けて」の3つの枠組みの構成内容とします。
- ◇ 「全体構想」は、辰野町全域を対象としたまちづくりの目標と方針を示します。
- ◇ 「地域別構想」は、自然的・社会的・文化的条件等を踏まえて4地域に区分し、地域の特徴を踏まえたまちづくりの方針を示します。
- ◇ 「都市計画マスタープランの実現に向けて」は、都市計画マスタープランを実現させるために、基本的な取り組み方針を示します。

